

2022年9月15日 全6頁

経済産業省、DX投資促進税制延長を要望

税制認定要件等を見直した上で、2年延長を求める

金融調査部 研究員 斎藤航

[要約]

- 経済産業省は、2022年8月31日に令和5年度税制改正要望（以下、要望）を公表した。
- 要望では、企業のDXに向けたソフトウェアなどの投資に税優遇を与える「DX投資促進税制」につき、税制認定要件等を見直した上で、適用期限の2年延長を求めている。
- 今後、要望などをもとに与党税制調査会などで議論が行われる。要望からは税制認定要件をどのように見直すのか具体的な内容が伺えないが、企業にとって使いやすい制度にしつつDXの有効性を高められるか、改正前に事業適応計画の認定を受けた企業に経過措置はあるのか、などが注目される。

1. 経済産業省がDX投資促進税制の延長を要望

経済産業省は、2022年8月31日に「令和5年度経済産業省税制改正要望について」¹（以下、要望）を公表した。

要望では、企業のDXに向けたソフトウェアなどの投資に税優遇を与える「DX投資促進税制」につき、税制認定要件等を見直した上で、適用期限の2年延長を求めている。

本稿では、まず、2.でDX投資促進税制の現行制度について解説し、3.で経済産業省の要望と考えられる論点について見ていく。

2. DX投資促進税制とは

2.1. 現行のDX投資促進税制の概要

ここでは、現行制度に基づき、DX投資促進税制について説明する。DX投資促進税制とは、部門・拠点ごとでない全社レベルのDXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税優遇を与える制度である。2021年度税制改正で新設され、改正産業競争力強化法が施行された2021年8月2日から適用が開始されている。ソフトウェアなど対象設備の取得価額

¹ https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_r/index.html

の3%税額控除（グループ外他法人とのデータ連携の場合5%税額控除）または30%特別償却の選択適用を受けられる（図表1）。税優遇は、取得した「資産」に対する税額控除や特別償却であるため、自社開発したソフトウェアを資産計上すれば、その開発にかかった人件費も税優遇の対象になる。クラウド利用料についてはイニシャルコストとして支払い、会計上繰延資産²として計上されるものについては税優遇の対象になるが、月額利用料などのランニングコストは税優遇の対象に含まれない。

本税制の要件としては、図表1のデジタル要件の各要件と企業変革要件の各要件をそれぞれ満たさなければならない。単にデジタル投資をすれば税優遇を受けられるわけではなく、その投資により、企業レベルで生産性向上等が目指されるものでなければならない。

図表1 DX投資促進税制の概要

制度概要		【適用期限：令和4年度末まで】	
認定要件	デジタル (D) 要件	① データ連携 （他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データを合わせて連携すること） ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「 DX認定 」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保）	税制措置の内容
	企業変革 (X) 要件	① 生産性向上又は売上上昇が見込まれる <ul style="list-style-type: none"> ROAが2014-2018年平均均から1.5%ポイント向上 売上高伸び率\geq過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント ② 計画期間内で、 商品の製造原価が8.8%以上削減 されること等 ③ 全社の意思決定 に基づくもの（取締役会等の決議文書添付等）	
		対象設備	税額控除 OR 特別償却
		<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア 繰延資産^{*1} 器具備品^{*2} 機械装置^{*2} 	3% ----- 5% ^{*3}
		*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限り *3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合	
		※ 投資額下限：国内の売上高比0.1%以上 ※ 投資額上限：300億円 （300億円を上回る投資は300億円まで） ※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで	

（出所）経済産業省「産業競争力強化法における事業適応計画について」

2.2. データ連携について

デジタル要件の1つである「データ連携」では、クラウド技術を活用し、既存データと次のいずれかのデータとを連携し、有効に利活用するためのデジタル投資が対象になる。

- i. グループ内外の事業者・個人の有するデータ
- ii. センサー等を利用して新たに取得するデータ

iのデータ連携の類型としては、a)グループ会社間のデータ連携、b)外部のデータを活用した企業内のデータ連携、c)グループ外他法人とのデータ連携、が考えられる。このうち、cについては、前述の通り、税額控除率が5%（それ以外は3%）と高くなっている。

iiについては、例えば、以下の取組が挙げられる。

- 新たに設置するセンサーからのIoTデータを活用して、生産稼働の効率化や予防保全を实

² ここでいう繰延資産は、クラウドシステムへの移行にかかる初期費用であるが、会計上費用計上をせず、資産計上したものをいう。資産に計上し、その費用に対応するクラウドシステムの効果が及ぶ期間にわたって償却を行い費用化していくものである。

現し、生産性を向上させる取組

- カメラや棚に設置するセンサー、会員情報などを連動させることで、顧客の（不買も含めた）行動データを収集し、マーケティングに活用し、売上アップを図る取組。

そのほか、デジタル要件としては、2.4. で説明する DX 認定を取得する必要がある。

2.3. 前向きな取組について

前掲図表 1 にある通り、企業変革要件には、「①生産性向上又は売上上昇が見込まれる」、「②計画期間内で、商品の製造原価が 8.8%以上削減されること等」、「③全社の意思決定に基づくもの」がある。ここでは、②について見ていきたい。

②は、経済産業省資料³では「前向きな取組」とされており、以下のいずれかに該当し、それぞれの取組の結果として定量的な指標を設定する必要がある。

- 新商品、新サービスの生産・提供：投資額に対する新商品等の収益の割合が 10 倍以上
- 商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上：商品等 1 単位当たりの製造原価等を 8.8%以上削減
- 商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入：商品等 1 単位当たりの販売費等を 8.8%以上削減

新たな投資であっても、既存の取組に基づくものは「前向きな取組」に該当しない。つまり、既存のデジタル投資の更新や改善などは「前向きな取組」に該当せず、本税制適用の要件を満たさないことに注意が必要である。

2.4. 本税制適用に当たっての手続き その 1：DX 認定

前掲図表 1 のデジタル要件③にある通り、本税制適用に当たって、「DX 認定」を取得しなければならない。DX 認定とは、ウェブサイト等の公表媒体から「企業がデジタルによって自らのビジネスを変革する準備ができている状態 (DX-Ready)」であることが確認できた事業者を国が認定する制度である (DX 認定は、DX 投資促進税制の要件だけでなく DX 銘柄の要件等にもなっている)。

DX 認定取得のための審査に要する「標準処理期間」は原則として 60 日 (土日祝日を含めない) であり、申請から認定取得までは通常約 4 か月以上かかるものとして計画しておいた方がよいとされている⁴。なお、DX 認定の手続きは 2.5. で述べる事業適応計画の「事前相談」と並行して行うことが可能である。

³ 経済産業省「産業競争力強化法における事業適応計画について」

⁴ 独立行政法人情報処理推進機構「DX 認定制度 申請から認定取得までの期間について」(令和 3 年 10 月 4 日)

ただし、既に DX 認定を受けている場合は DX 認定取得の手続きは不要である⁵。

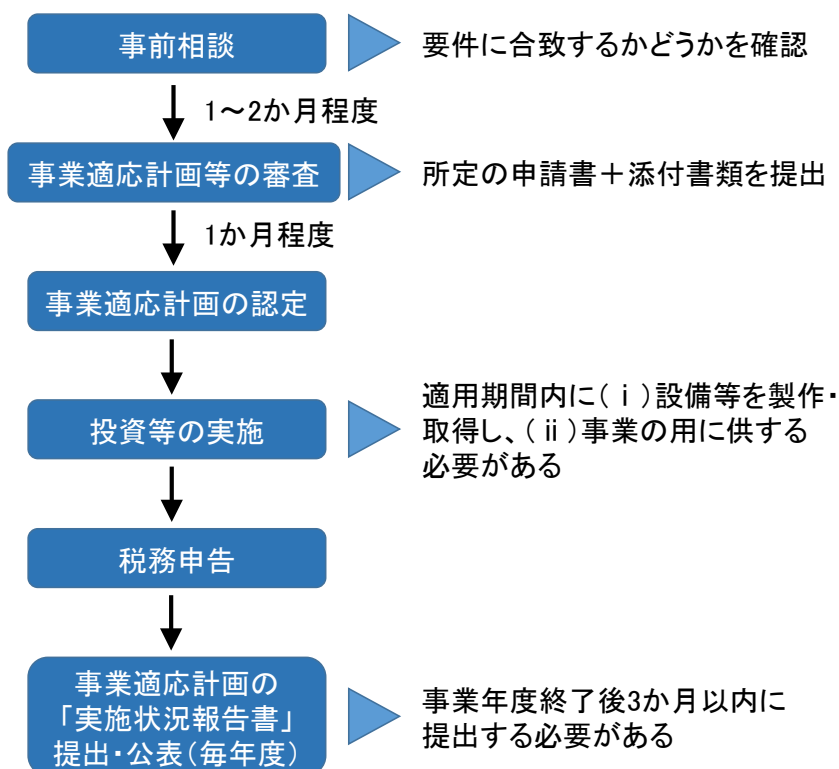
2.5. 本税制適用に当たっての手続き その2：事業適応計画

現行制度では、適用期限が2023年3月末までとなっており、適用期限内に事業適応計画が認定され、かつ、適用期限内に対象設備を取得し、事業で利用していなければならない。一方、本税制の適用に当たっての手続きは時間を要する（図表2）。

経済産業省資料⁶では、計画開始を予定している時点から約2～3か月前に所管官庁（例えば、金融機関であれば金融庁）への事前相談（要件に合致するか本申請の前に相談）が必要とされている。従って、2023年3月末までを適用期限とする現行制度の下では、実質的には遅くとも年末までには企業は本税制適用に当たっての準備をしなければならないものと思われる（DX認定を取得していない場合はさらに時間を要すると思われる）。

その後、事業適応計画の審査が行われ、所管官庁により認定された後、事業適応計画に従って適用期限内に対象設備を取得し事業で利用する必要がある。その上で、税務申告を行い、税優遇が受けられる。なお、事業適応計画は5年以内の期間で、デジタル投資の結果、企業変革要件（前掲図表1参照）が満たされるように策定しなければならないが、計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について、所管官庁に報告する必要がある。

図表2 DX投資促進税制適用のための手続き



（出所）経済産業省「産業競争力強化法における事業適応計画について」より大和総研作成

⁵ 以下のウェブサイトから DX 認定事業者一覧が確認できる。

<https://disclosure.dx-portal.ipa.go.jp/p/dxcp/top>

⁶ 経済産業省「産業競争力強化法における事業適応計画について」

2.6. 事業適応計画の認定事例

本税制適用に必要な事業適応計画の認定事例は原則として公表されることになっており、経済産業省のウェブサイト⁷にまとめられている。同サイトによると、32件が認定されており（最終更新日：2022年9月2日）、業種は金融・不動産・製造業・外食など多岐にわたる。そのうち、5%税額控除の要件となるグループ外他法人とのデータ連携が行われるものと事業適応計画から判断できるものは24件あるとみられ⁸、全体の多数を占めることがわかる。

例えば、金融機関では、京都中央信用金庫、株式会社武蔵野銀行、株式会社千葉銀行、ソニー生命保険株式会社の4件が認定されており、データを活用して顧客に最適な金融サービスを提供し、生産性向上や売上上昇につなげようとしている。

3. 経済産業省の要望と考えられる論点

3.1. 経済産業省の要望

経済産業省の要望では、「本格的なDXに向けたシステム投資を躊躇する企業を後押しする観点から、引き続き政府支援が必要」とし、**適用期限を2024年度末まで2年延長**することを求めている。さらに、「より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため**税制認定要件等**の見直しを図る」（太字は筆者）としている。

前者については、岸田政権の新しい資本主義の重点投資分野にも「DXへの投資」が掲げられており、適用期限を延長する可能性は十分にあるといえるだろう。後者については、要望では具体的にどのような要件等を見直すか記述されておらず、今後の議論を待つ必要があるといえる。3.2.、3.3.で要件等を見直しに当たって注目される点を私見ではあるが、2つピックアップしたい。

3.2. 注目される論点 その1：企業にとって使いやすい制度にしつつDXの有効性を高められるか

本税制の適用開始から1年強経つが、事業適応計画の認定件数は32件と、従前のIT関連の投資促進税制と比べ少ない⁹。単にデジタル投資を行うだけでなく、全社レベルで生産性向上や売上上昇を目指すものでなければならないことに加え、前向きな取組に該当するものでなければ

⁷ [経済産業省「事業適応計画認定案件」](#)

⁸ 経済産業省「申請書の記載例・ポイントについて（DX投資促進税制）」には、「親会社等以外の他の会社（個人の場合はその個人以外の他の者）の有するデータ」と連携・共有する場合には、産業競争力の強化に著しく資するものへの該当性に適合する旨を記載すると書かれている。事業適応計画認定案件のうち、「認定事業適応計画の概要の公表」に「産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準への適合：有」と記載されている件数を数えた。

⁹ 2018年6月6日から適用が開始され、2020年3月末までに計画の認定を受けた法人が取得したソフトウェア等（2021年3月末までに取得し事業の用に供する必要がある）に対して税制措置を適用する「IoT税制（コネクテッド・インダストリーズ税制）」は、経済産業省によると、計画の認定件数が211件だった。

ばならない点が本税制の適用に当たってのハードルとなっている。

一方で、前掲図表 1 の企業変革要件の①、②にあるように、数値目標を事業適応計画に記載することとなっているが、事後的にその目標が達成されたかどうかは問われないことになっている¹⁰。

企業にとって使いやすい制度にして DX 投資を促進しつつ、要望にあるように「より一層効果的な DX」にする方法としては、事前の事業適応計画の認定要件を広げる一方で、事後的にその数値を達成したか否かによって扱いを変えることが考えられる。

例えば、前掲図表 1 の企業変革要件①、②を緩和して事業適応計画の認定を行い、企業が取得した資産について、取得段階では取得価額の 3%の税額控除を行い、結果的に数値を達成すれば達成年度にさらに 2%の税額控除が認められるといった制度設計にすることが考えられる。

3.3. 注目される論点 その 2: 改正前に事業適応計画の認定を受けた企業はどうなるのか

次に、注目される論点としては、改正前に事業適応計画の認定を受けた企業についての取扱いが考えられる。現行制度では、前述の通り、2023 年 3 月末まで適用期限内に取得し、事業で利用している対象設備の投資額分が対象となっている。仮に要件等を見直し、適用期限が延長された場合、改正前に認定を受けている企業について、従前の認定に従って行った 2023 年 4 月以降の投資につき、税優遇の対象となるかなどの経過措置が施されるのかも注目したい。

4. おわりに

DX 投資促進税制は、その適用のための手続きに時間がかかり、また、単にデジタル投資をするだけでなく、企業レベルで生産性向上等を目指すものでなければならないことから、ややハードルの高いものとなっている。ただ、単純に計算すると、投資上限の 300 億円までデジタル投資を行い、グループ外他法人とデータ連携をした場合、 $300 \text{ 億円} \times 5\% = 15 \text{ 億円}$ 税額控除されることとなり、その効果は企業にとって大きいものである¹¹。要望通り、適用期限が延長される場合、企業の DX 投資を税制面で後押しするものとなるだろう。

今後、要望などをもとに与党税制調査会などで議論が行われ、12 月中旬頃に税制改正大綱が公表され、2023 年度税制改正の方針が決まるものと思われる。今後の議論に注目したい。

¹⁰ もっとも、現行制度でも、所管官庁の審査・認定がある上、毎年度、事業適応計画の「実施状況報告書」の提出および公表が求められていることから、ある程度の実現性は担保されているとはいえる。

¹¹ もっとも、当期純利益が赤字で納めるべき法人税がない場合などにおいては、本税制の税優遇効果はないことに注意されたい。